

## 今後の子供の貧困対策の在り方について（概要）

## 1. 基本的な方針

## (1) 現大綱に基づく主な取組・進捗等

- ・ 現大綱に基づき、様々な取組が進んだこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと、子供の貧困に対する社会の認知が進んだこと等について評価。
- ・ 一方で、現場にはなお支援を必要とする子供やその家族が多く存在。また、地域間の取組の格差が拡大してきたとの指摘もある。
- ・ 子どもの貧困対策推進法の改正も踏まえ、現在から将来にわたる子供の貧困の解消に向け、これまで以上に効果的な取組を進めていく必要。

## (2) 新大綱に向けた施策の方向性

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという基本的な方針の下、以下の3つの視点を踏まえて次期大綱に盛り込む事項を検討。

## ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援

- ・ 親の妊娠・出産期や子供の乳幼児期における早期の課題把握から、学校教育段階、卒業して社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制の構築
- ・ 子供のライフステージに応じて切れ目なく支援を講じるために必要な情報の共有、連携の促進

## ② 地方公共団体による取組の充実

- ・ 生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画策定や取組の充実促進
- ・ 特に市町村において、個別の子供の情報を活用した効果的な支援へのつなぎ

## ③ 支援が届かない、又は届きにくい子供・家族への支援

- ・ 声を上げられない子供たちを早期に発見し手を打つための様々な把握のツールの準備
- ・ 困窮度が高いふたり親世帯等、困窮層は多様であることに留意した支援

## (3) 「子供の貧困」に対する社会の理解の促進

国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が主体的に支援に参画できる環境の整備が必要。

## 2. 子供の貧困対策に関する取組の方向性

## (1) 教育の支援

- ・ スクールソーシャルワーカー等が中核となって地域福祉等との多様な連携を生み出していくなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとする。
- ・ 高校中退の決断をする以前からの学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談及び学習支援等による継続的なサポートを可能にする。
- ・ 子供の選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を確実に実施する。

(2) 生活の安定に資するための支援

- ・ 親の妊娠・出産期から相談に乗り、保護者を生活や就労等の各種の支援へつなげるとともに、妊婦健診等を通じ、困難や悩みを抱える女性の早期の把握に努める。
- ・ 様々な事情を抱える子供たちが安心して過ごせる居場所を安定的に作っていく。
- ・ 児童養護施設を退所した子供等が退学や離職をした場合の相談体制等の整備が必要。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子供を育てられる適切な労働環境を確保。
- ・ 家計の安定のため、単発の就労支援だけではなく、様々な支援を組み合わせる。
- ・ ひとり親に対し、安心して働ける職場環境の整備等の就労支援を行うとともに、低所得で生活が困難な状態にあるふたり親世帯についても、ひとり親家庭と同様に就労支援をする。

(4) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当、児童手当等について、対象者の範囲や金額が十分なものであるか、直接給付の有効性等も加味しながら検討する必要があるとの指摘もある。
- ・ ひとり親家庭については、養育費の安定的な確保のための支援を行う。
- ・ 家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学金等が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図る。
- ・ 金銭面だけでなく、様々な支援を組み合わせることで効果を高める。

(5) 子供の貧困に関する指標

- ・ 別添の指標を設け、子供の貧困に関する改善状況を把握。

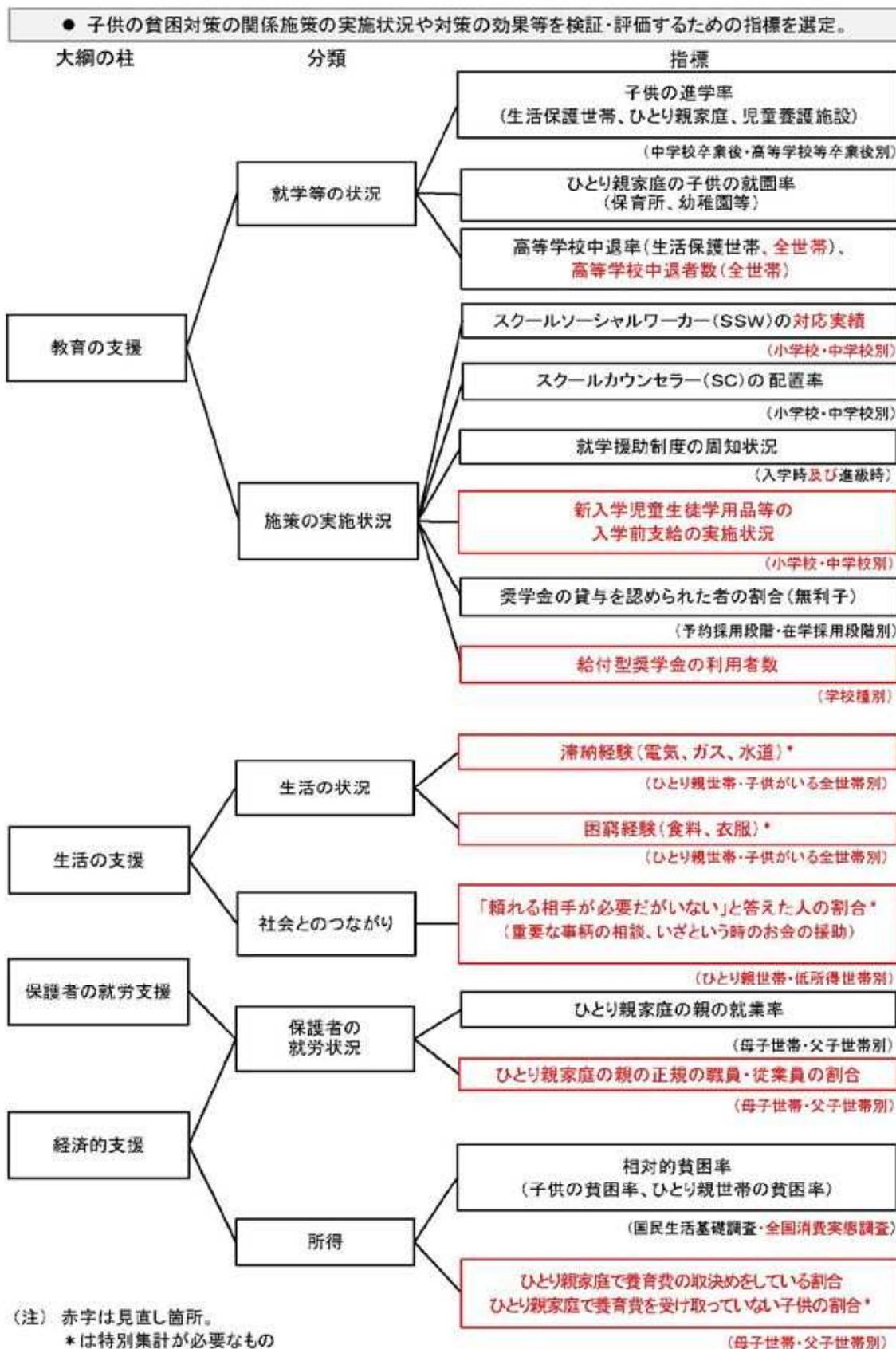
(6) 調査研究、施策の推進体制等

- ・ 地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査を、全国的に実施。
- ・ 特に企業に対し積極的な参画を促し、行政、地域、NPO等の民間団体、企業等国全体で子供を応援する雰囲気を作っていく。
- ・ 子どもの貧困対策会議の下、施策の実施状況等について、定期的に検証・評価を行う。

以 上

(別添)

### 子供の貧困に関する指標



## 本県の現状と課題について

## 1 本県の子どもを取り巻く現状と課題

## (1) 年少人口の減少と少子化

本県の年少人口（0～14歳以下）は、平成2年の137万人から平成29年は112万人となっている。合計特殊出生率は1.34で全国平均を下回り、また、妻の初婚年齢は、ここ数年は横ばいの傾向にあり、平成29年は31.8歳となっている。

## ■ 年少人口・合計特殊出生率・妻の初婚年齢の状況（神奈川県）（ ）は全国平均

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 [0～14歳]	1,376千人	1,232千人	1,184千人	1,185千人	1,188千人
合計 特殊出生率	1.45 (1.54)	1.34 (1.42)	1.28 (1.36)	1.19 (1.26)	1.31 (1.39)
妻の 初婚年齢	26.2歳 (25.9)	26.7歳 (26.3)	27.6歳 (27.0)	28.6歳 (28.0)	29.4歳 (28.8)

	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年
年少人口 [0～14歳]	1,170千人	1,141千人	1,138千人	1,128千人
合計 特殊出生率	1.31 (1.43)	1.39 (1.45)	1.36 (1.44)	1.34 (1.43)
妻の 初婚年齢	29.9歳 (29.3)	31.9歳 (29.4)	31.9歳 (29.4)	31.8歳 (29.4)

（出典：年少人口は国勢調査確定数の日本人人口を基に作成（平成28、29年は平成27年国勢調査結果による推計）。合計特殊出生率、妻の初婚年齢は人口動態調査（厚生労働省）を基に作成）

## 「子どもの貧困率」について

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合を、「子どもの貧困率」という。政府の調査によると、日本の子どもの貧困率は13.9%で、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとしている。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）では、大人が2人以上の世帯の場合の相対的貧困率が10～12%程度であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は50%を超えている。

このことから、特にひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえる。

## [全国] 貧困率の状況（平成28年国民生活基礎調査より抜粋）

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

※大人とは18歳以上の者、子どもは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう

(2) 進学者数・進学率

中学校卒業者の高等学校等進学率は 99.1%となっており、ほとんどの子どもは高等学校に進学する。

高等学校等卒業者の大学等進学率は 61.0%、就職率は 8.4%である。

一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの高等学校等進学率は全体と比べると低く、また、就職率は高い割合となっている。

■ 中学校・高等学校等卒業者の進学率、就職率の推移（神奈川県）（ ）内は全国の割合

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
中学校卒業者 総数	74,367 名	73,738 名	74,658 名	78,229 名	75,994 名	77,472 名
高等学校 等進学率	97.4% (97.7%)	97.7% (97.8%)	97.8% (97.9%)	98.2% (98.0%)	98.4% (98.2%)	98.1% (98.3%)
就職率	0.7% (0.7%)	0.6% (0.7%)	0.5% (0.5%)	0.3% (0.4%)	0.3% (0.4%)	0.4% (0.4%)
高等学校等 卒業生総数	63,351 名	59,489 名	59,025 名	60,868 名	60,440 名	61,420 名
大学等 進学率	57.2% (51.2%)	60.3% (52.8%)	61.2% (53.9%)	61.8% (54.3%)	60.8% (53.9%)	60.6% (53.5%)
就職率	9.7% (18.5%)	9.9% (19.0%)	9.3% (18.2%)	7.8% (15.8%)	7.5% (16.3%)	7.4% (16.8%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中学校卒業者 総数	78,468 名	79,734 名	78,931 名	79,314	78,659	77,611
高等学校等 進学率	98.2% (98.4%)	98.6% (98.4%)	98.6% (98.5%)	98.9% (98.7%)	98.9% (98.8%)	99.1% (98.8%)
就職率	0.3% (0.4%)	0.2% (0.4%)	0.2% (0.4%)	0.2% (0.3%)	0.2% (0.3%)	0.1% (0.2%)
高等学校等 卒業生総数	64,534 名	64,534 名	63,150 名	65,311 名	66,400 名	66,244 名
大学等 進学率	60.2% (53.2%)	61.0% (53.8%)	61.7% (54.5%)	61.5% (54.7%)	61.3% (54.7%)	61.0% (54.7%)
就職率	7.7% (17.0%)	7.8% (17.5%)	8.1% (17.8%)	8.5% (17.9%)	8.6% (17.8%)	8.4% (17.6%)

(出典:神奈川県学校基本調査、学校基本調査(文部科学省)を基に作成)

※高等学校等卒業者のうち、大学等進学・就職以外の進路としては、専修学校や公共職業能力開発施設入学者、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳がある。

■ 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率、就職率（神奈川県・全国）

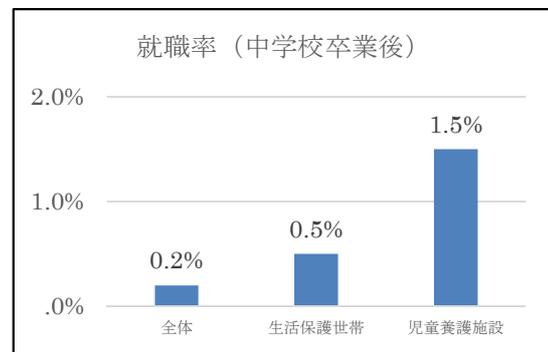
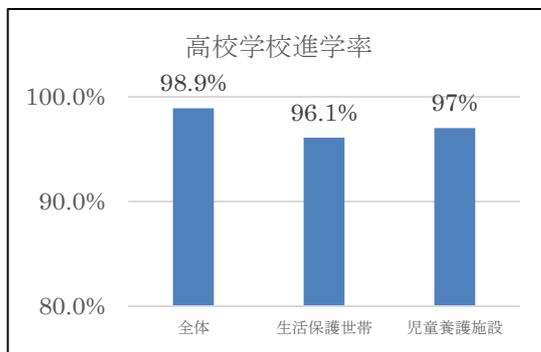
（平成 29 年 4 月 1 日現在）

		中学校等を卒業した子ども		高等学校等を卒業した子ども	
		高等学校等 進学率	就職率	大学等 進学率	就職率
生活保護世帯 の子ども	神奈川県	96.1%	0.5%	37.9%	40.1%
	全国	93.6%	1.3%	35.3%	47.9%
児童養護施設 等の子ども	神奈川県	97%	1.5%	19.6%	78.3%
	全国	98.1%	1.1%	27.1%	67.2%

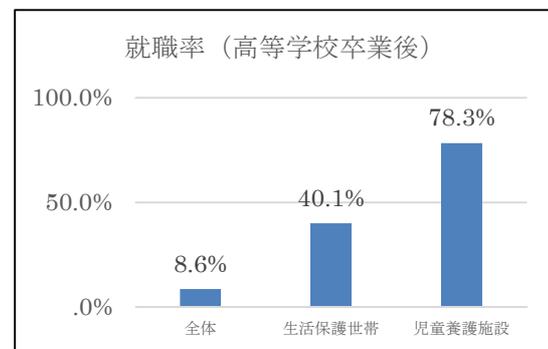
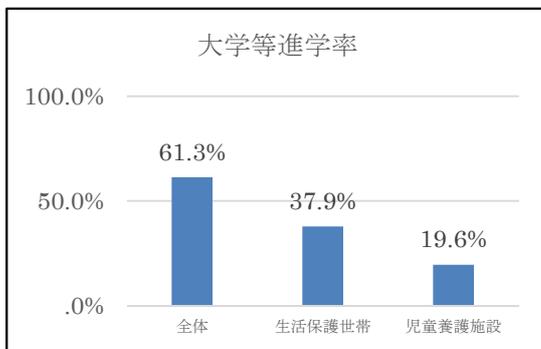
※神奈川県データについて、生活保護世帯の子どもは政令市・中核市を含むが、児童養護施設等の子どもは、政令市・中核市を含んでいない

※大学等進学率には、専修学校等への進学を含む。

（中学校等を卒業した子ども）



（高等学校等を卒業した子ども）



※平成 28 年度のデータにより比較

(3) 長期欠席児童・生徒数

小学校で 5,000 人以上、中学校で 10,000 人以上の児童・生徒が長期にわたって学校を欠席する状況となっている。経済的理由による長期欠席児童・生徒数は少ないものの、さまざまな理由から教育の機会を奪われることで、将来の就労や経済的自立の支障となり、貧困へとつながることが懸念される。

■ 理由別長期欠席児童・生徒数の推移（神奈川県）（ ）内は全国の人数

○小学校

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
理由	病気	1,832 人 (25,248 人)	1,589 人 (21,984 人)	1,394 人 (19,357 人)	1,505 人 (19,611 人)	1,538 人 (19,595 人)
	経済的 理由	7 人 (47 人)	5 人 (61 人)	9 人 (67 人)	3 人 (43 人)	19 人 (47 人)
	不登校	2,171 人 (23,927 人)	2,065 人 (22,652 人)	2,160 人 (22,327 人)	2,265 人 (22,463 人)	2,170 人 (22,622 人)
	その他	863 人 (11,014 人)	828 人 (10,977 人)	882 人 (10,686 人)	752 人 (10,477 人)	996 人 (12,076 人)
計		4,873 人 (60,236 人)	4,487 人 (55,674 人)	4,445 人 (52,437 人)	4,525 人 (52,594 人)	4,723 人 (54,340 人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理由	病気	1,532 人 (20,335 人)	1,339 人 (18,770 人)	1,432 人 (18,981 人)	1,438 人 (19,946 人)	1,621 人 (20,325 人)	1,597 人 (21,480 人)
	経済的 理由	2 人 (34 人)	— (31 人)	2 人 (16 人)	4 人 (18 人)	0 人 (12 人)	2 人 (9 人)
	不登校	1,927 人 (21,243 人)	2,198 人 (24,175 人)	2,467 人 (25,864 人)	2,350 人 (27,583 人)	2,802 人 (30,448 人)	3,255 人 (35,032 人)
	その他	978 人 (12,340 人)	1,033 人 (12,502 人)	933 人 (13,001 人)	1,408 人 (15,544 人)	1,057 人 (16,308 人)	953 人 (15,997 人)
計		4,439 人 (53,952 人)	4,570 人 (55,478 人)	4,834 人 (57,862 人)	5,200 人 (63,091 人)	5,480 人 (67,093 人)	5,807 人 (72,518 人)

○中学校

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
理由	病気	1,200 人 (21,320 人)	1,029 人 (19,420 人)	950 人 (17,274 人)	997 人 (16,769 人)	980 人 (16,861 人)
	経済的 理由	24 人 (194 人)	11 人 (146 人)	8 人 (137 人)	9 人 (86 人)	6 人 (72 人)
	不登校	8,216 人 (105,197 人)	8,286 人 (103,985 人)	7,915 人 (99,923 人)	7,810 人 (97,255 人)	7,374 人 (94,637 人)
	その他	509 人 (12,171 人)	523 人 (12,253 人)	492 人 (10,876 人)	484 人 (10,434 人)	542 人 (10,483 人)
計		9,949 人 (138,882 人)	9,849 人 (135,804 人)	9,365 人 (128,210 人)	9,300 人 (124,544 人)	8,902 人 (122,053 人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理由	病気	1,060 人 (18,481 人)	1,079 人 (18,169 人)	1,104 人 (18,789 人)	1,422 人 (21,118 人)	1,574 人 (22,488 人)	1,538 人 (23,882 人)
	経済的 理由	5 人 (57 人)	6 人 (55 人)	6 人 (39 人)	17 人 (31 人)	3 人 (17 人)	4 人 (18 人)
	不登校	6,883 人 (91,249 人)	7,109 人 (95,181 人)	7,273 人 (96,786 人)	6,943 人 (98,408 人)	8,071 人 (103,235 人)	8,983 人 (108,999 人)
	その他	646 人 (11,722 人)	581 人 (11,649 人)	498 人 (11,236 人)	921 人 (12,250)	685 人 (13,460 人)	393 人 (11,623 人)
計		8,594 人 (121,509 人)	8,775 人 (125,454 人)	8,881 人 (126,850 人)	9,303 人 (131,807 人)	10,333 人 (139,200 人)	10,918 人 (144,522 人)

(出典：平成 26 年度以前は神奈川県学校基本調査・学校基本調査（文部科学省）、平成 27 年度は児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）、平成 28 年度以降は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）を基に作成。平成 29 年度は 10 月速報版。)

#### (4) 児童相談所における児童虐待相談対応件数

児童相談所が相談を受けて対応した児童虐待の件数は年々増加し続けており、平成 29 年度は、13,928 件で、この 4 年間で約 1.4 倍となっています。児童虐待は、主に身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否、心理的虐待、性的虐待に分類されますが、近年の傾向としては、特に子どもの面前での配偶者間暴力（DV）による心理的虐待を理由とした警察からの通告による相談が増加しており、全体の 4 割以上を占めています。

子どもの安全を図る必要がある場合や保護者による適切な養護が受けられない場合は、子どもを児童養護施設等へ入所措置する場合があります。

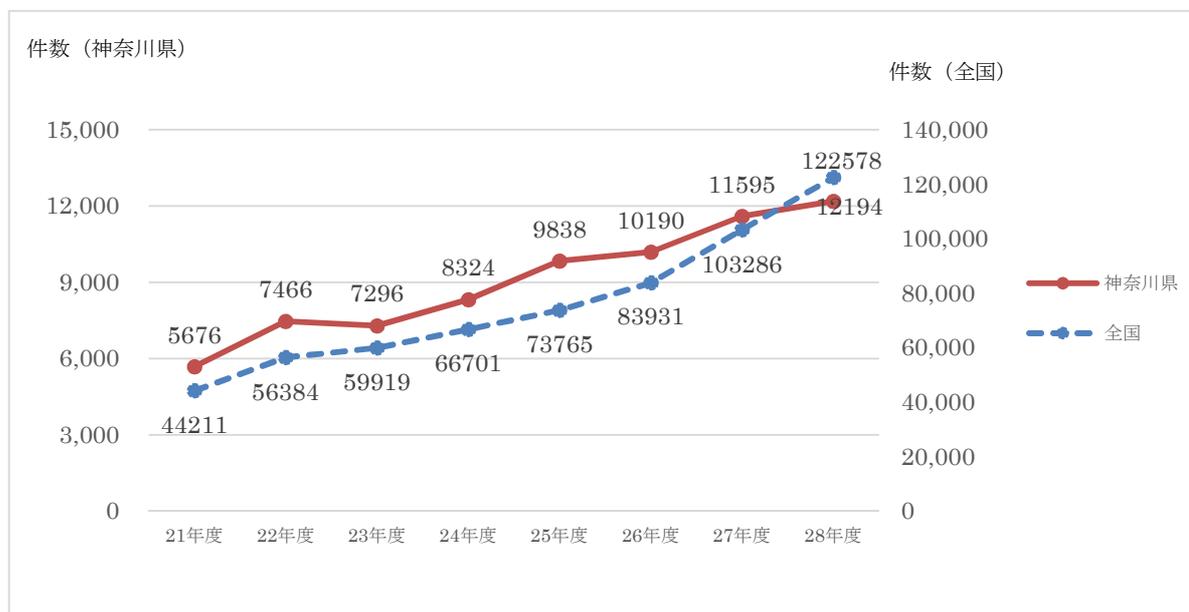
〔神奈川県〕 児童虐待相談対応件数の推移(内容別)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
身体的虐待	1,901 件	2,557 件	2,255 件	2,435 件	2,665 件
保護の怠慢 ないし拒否	2,057 件	2,437 件	2,212 件	2,286 件	2,459 件
心理的虐待	1,573 件	2,324 件	2,727 件	3,484 件	4,578 件
性的虐待	145 件	148 件	102 件	119 件	136 件
計	5,676 件	7,466 件	7,296 件	8,324 件	9,838 件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体的虐待	2,774 件	2,916 件	3,018 件	3,293 件
保護の怠慢 ないし拒否	2,436 件	3,077 件	3,099 件	3,165 件
心理的虐待	4,833 件	5,455 件	5,923 件	7,334 件
性的虐待	147 件	147 件	154 件	136 件
計	10,190 件	11,595 件	12,194 件	13,928 件

※県子ども家庭課調べ(政令市・中核市を含む)

〔神奈川県・全国〕 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

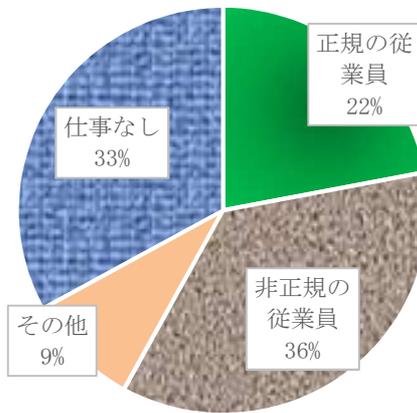


※「平成 28 年度 福祉行政報告例の概要」（平成 29 年 11 月 15 日 厚生労働省）より作成

(5) 児童のいる世帯における母の仕事の状況

児童のいる世帯における母の仕事の状況は、「仕事あり」が67.2%で、末子の年齢が高くなるにしたがって「非正規」の職に就く割合が高くなる傾向にある。

■ 平成28年児童のいる世帯の母の仕事の状況（全国）



■ 雇用形態、性、年齢階級別賃金及び雇用形態間賃金格差（全国）

	男性		女性	
	正社員・正職員	正社員・正職員以外	正社員・正職員	正社員・正職員以外
	<千円>	<千円>	<千円>	<千円>
20～24歳	211.9	188.6(89)	203.6(84)	177.0(87)
25～29歳	250.3	209.2(84)	231.9(80)	192.2(83)
30～34歳	293.2	225.8(77)	255.5(75)	196.6(77)
35～39歳	331.9	233.1(70)	268.4(71)	197.7(74)
40～44歳	369.5	237.3(64)	281.5(65)	194.0(69)
45～49歳	412.3	241.3(59)	294.1(62)	190.5(65)
50～54歳	440.5	247.0(56)	298.7(61)	187.2(63)
55～59歳	431.2	246.7(57)	289.9(62)	181.7(63)
60～64歳	323.1	255.2(79)	255.6(68)	183.0(72)
65～69歳	307.5	232.6(76)	255.6(66)	172.4(67)
年齢計	349.0	235.4(67)	262(70)	188.6(72)
平均年齢	42.2歳	48.7歳	39.5歳	44.3歳
勤続年数	13.9	8.8	10.1	6.7

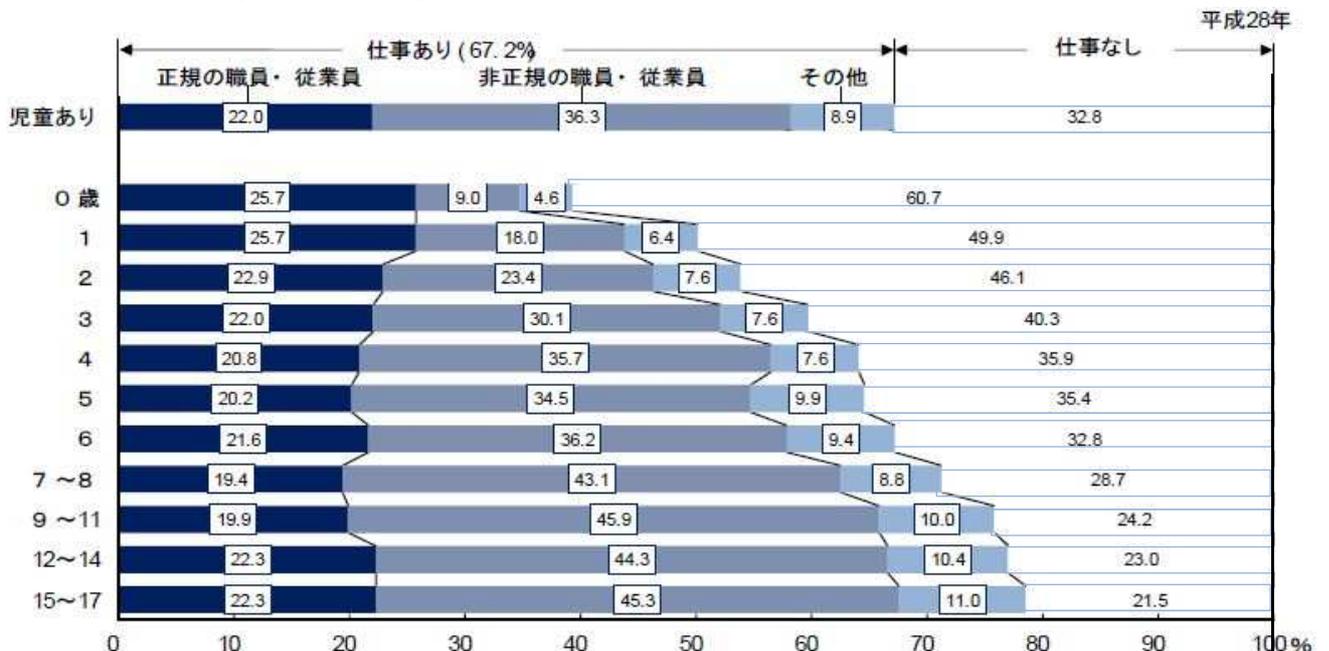
(出典：平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)を基に作成)

(出典：平成28年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)を基に作成)

注：( )内は、男性正社員・正職員を100とした場合の数値

※「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう

■ 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況



(出典：平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)を基に作成)

注1：その他には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む

注2：「仕事不詳」を含まない

注3：熊本県を除いたものである。

(6) 児童のいる世帯と母子世帯の1世帯あたり平均稼働所得等

児童のいる世帯の平均稼働所得は約 647 万円であるが、母子世帯は約 214 万円程度となっている。また、学習費は、世帯の年間収入の多寡に比例している傾向がある。

■ 平均稼働所得・貯蓄・借入金の状況（全国）（平成 27 年）

	稼働所得	貯蓄の有無等		借入金の有無等	
		有 (平均)	80.3% 1033.1 万円	有 (平均)	29.3% 431.3 万円
全世帯	403.7 万円	無	14.9%	無	62.3%
		有 (平均)	82.1% 680.0 万円	有 (平均)	53.5% 949.0 万円
児童のいる世帯	646.9 万円	無	14.6%	無	41.5%
		有 (平均)	59.6% 327.2 万円	有 (平均)	28.1% 185.1 万円
母子世帯	213.8 万円	無	37.6%	無	64.8%

（出典：平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省）を基に作成）

※不詳は表示していないため、合計が 100%にならない

※「児童」：18 歳未満の未婚の者

※「母子世帯」：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

※ 熊本県を除いたもの

■ 平均年収別の学習費支出の状況（全国）

		平均年収（平成 24 年調査）			
		400 万円 未満	400 万円～ 599 万円	600 万円～ 799 万円	800 万円 以上
公立幼稚園	構成比	30.2%	38.8%	21.2%	9.8%
	平均額	208 千円	231 千円	242 千円	289 千円以上
公立小学校	構成比	20.4%	30.8%	24.8%	24%
	平均額	233 千円	266 千円	325 千円	361 千円以上
公立中学校	構成比	17.9%	28.7%	25.6%	27.7%
	平均額	363 千円	419 千円	456 千円	517 千円以上
公立高等学校	構成比	21.6%	26.1%	26.8%	25.4%
	平均額	327 千円	357 千円	388 千円	441 千円以上

（出典：平成 24 年度子供の学習費調査（文部科学省）を基に作成）

		平均年収（平成 28 年調査）			
		400 万円 未満	400 万円～ 599 万円	600 万円～ 799 万円	800 万円 以上
公立幼稚園	構成比	24.6%	39.2%	25.2%	11.0%
	平均額	20.0 千円	215 千円	247 千円	280 千円以上
公立小学校	構成比	15.8%	29.5%	26.5%	28.3%
	平均額	233 千円	266 千円	313 千円	371 千円以上
公立中学校	構成比	15.4%	24.8%	26.3%	33.6%
	平均額	393 千円	434 千円	489 千円	512 千円以上
公立高等学校	構成比	19.2%	25.6%	26.6%	28.6%
	平均額	350 千円	396 千円	464 千円	524 千円以上

（出典：平成 28 年度子供の学習費調査（文部科学省）を基に作成）

## (7) ひとり親世帯数

平成 27 年の国勢調査によると、本県の母子世帯は 44,040 世帯で、一般世帯 3,979,278 世帯の 1.1%となっており、平成 22 年調査に比べ、0.8%減少している。また、父子世帯は 5,680 世帯で、一般世帯の 0.1%となっており、平成 22 年調査と比べ 13.2%減少している。

### ■ 母子世帯と父子世帯の状況（神奈川県）

区分		平成 22 年(A)	平成 27 年(B)	増減 (B-A)/A*100	
一般世帯		3,830,111	3,979,278	3.9%	
母子世帯	総数 (対一般世帯構成比)	44,412 (1.2%)	44,040 (1.1%)	△0.8%	
	配偶関係	未婚	5,114	7,512	46.9%
		死別	3,795	3,497	△7.9%
		離別	35,503	33,031	△7.0%
父子世帯	総数 (対一般世帯構成比)	6,547 (0.2%)	5,680 (0.1%)	△13.2%	
	配偶関係	未婚	324	338	4.3%
		死別	1,339	1,372	2.5%
		離別	4,884	3,970	△18.7%

(出典：平成 27 年国勢調査世帯構造等基本集計（総務省統計局）を基に作成)

※「一般世帯」：学生寮や老人ホーム等の「施設等の世帯」以外の一般世帯

※「母子世帯」：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

※「父子世帯」：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

(8) ひとり親世帯数の将来推計

国の人口推計によると、ひとり親と子から成る世帯の今後の増加率は、本県は東京に次いで2番目に高いと予想されています。

都道府県別 ひとり親と子から成る世帯の推計

都道府県	世帯数 (1,000 世帯)			増加率(%) (B-A)/A*100
	2015年 (A)	2020年	2025年 (B)	2015年 ↓ 2025年
全 国	4982	5338	5558	11.6
北海道	240	250	253	5.4
青森県	60	61	60	0.0
岩手県	50	52	52	4.0
宮城県	88	95	98	11.4
秋田県	39	39	39	0.0
山形県	36	37	37	2.8
福島県	73	77	78	6.8
茨城県	106	112	116	9.4
栃木県	71	76	79	11.3
群馬県	73	77	80	9.6
埼玉県	277	303	321	15.9
千葉県	230	251	265	15.2
東京都	552	615	665	20.5
<b>神奈川県</b>	<b>355</b>	<b>393</b>	<b>422</b>	<b>18.9</b>
新潟県	80	84	87	8.8
富山県	35	37	38	8.6
石川県	39	41	43	10.3
福井県	24	25	26	8.3
山梨県	32	34	34	6.3
長野県	72	76	78	8.3
岐阜県	64	68	70	9.4
静岡県	130	139	143	10.0
愛知県	258	283	300	16.3
三重県	62	65	67	8.1
滋賀県	44	48	51	15.9
京都府	106	114	119	12.3
大阪府	404	433	450	11.4
兵庫県	224	238	247	10.3
奈良県	52	54	56	7.7
和歌山県	40	41	41	2.5
鳥取県	22	23	23	4.5
島根県	24	25	25	4.2
岡山県	69	73	75	8.7
広島県	108	114	118	9.3
山口県	57	59	59	3.5
徳島県	29	30	30	3.4
香川県	37	38	39	5.4
愛媛県	60	62	62	3.3
高知県	35	36	35	0.0
福岡県	221	236	245	10.9
佐賀県	32	33	34	6.3
長崎県	61	62	63	3.3
熊本県	70	74	75	7.1
大分県	45	47	48	6.7
宮崎県	48	50	50	4.2
鹿児島県	74	76	77	4.1
沖縄県	75	82	86	14.7

注) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

※「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2014年4月推計」より

※この表の「ひとり親世帯」には、子どもが20歳以上の世帯を含みます。

(9) 生活保護世帯における子どもの数

生活保護を受給している世帯の子どもは、平成28年度は19,265人となっている。

■ 被保護実人員の状況（神奈川県）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保護率	神奈川県	1.29%	1.47%	1.60%	1.66%
	全国	1.29%	1.47%	1.59%	1.65%
実人数(県)		106,540人	116,940人	132,788人	144,103人
年齢別	0～5歳	3,366人	3,664人	4,275人	4,424人
	6～11歳	6,404人	6,669人	7,332人	7,663人
	12～14歳	3,889人	4,207人	4,612人	4,946人
	15～17歳	3,516人	3,851人	4,574人	4,920人
	合計	17,175人	18,391人	20,793人	21,953人

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保護率	神奈川県	1.71%	1.73%	1.74%	1.74%	1.69%
	全国	1.70%	1.71%	1.71%	1.71%	1.69%
実人数(県)		150,007人	153,398人	155,555人	156,074人	155,179人
年齢別	0～5歳	4,428人	4,310人	4,161人	4,069人	3,656人
	6～11歳	7,690人	7,596人	7,438人	7,082人	6,663人
	12～14歳	4,879人	4,747人	4,734人	4,647人	4,465人
	15～17歳	5,132人	5,166人	4,967人	4,783人	4,481人
	合計	22,129人	21,819人	21,300人	20,581人	19,265人

(出典：神奈川県の生活保護を基に作成、保護率は年度末の割合。実人数(県)は、平成21、22年度は7月1日時点、平成23年度以降は7月31日現在の人数)

※保護率は、当月の被保護実人員を同月の総務省「人口推計(概算値)」で除した割合

生活保護世帯における母子世帯の数は平成24年をピークに年々減少している。また、母子世帯の5割以上が就労している。

■ 生活保護世帯である母子世帯の状況（神奈川県）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
生活保護世帯である母子世帯数	7,300世帯	7,769世帯	8,567世帯	8,993世帯
うち、就労世帯数(就労率)	4,088世帯 (56.0%)	4,007世帯 (51.6%)	4,317世帯 (50.4%)	4,526世帯 (50.3%)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
生活保護世帯である母子世帯数	9,106世帯	9,067世帯	9,074世帯	8,848世帯	8,372世帯
うち、就労世帯数(就労率)	4,765世帯 (52.3%)	4,911世帯 (54.2%)	5,020世帯 (55.3%)	4,983世帯 (56.3%)	4,761世帯 (56.9%)

(出典：神奈川県の生活保護を基に作成)

子どもの貧困対策推進計画の指標の推移

NO	指標	神奈川県						
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	
A群	生活保護世帯の子ども	1 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.8%	94.3%	95.2%	96.8%	96.1%	—
		2 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.3%	4.9%	4.8%	4.5%	5.0%	—
		3 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	44.9%	36.7%	34.0%	35.1%	37.9%	—
		4 生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後）	2.4%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	—
		5 生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校卒業後）	33.4%	39.4%	46.1%	38.8%	40.1%	—
B群	児童養護施設の子どもの	6 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	94.5%	97.1%	98.7%	100%	97.0%	—
		7 児童養護施設の子どもの就職率（中学校卒業後）	5.5%	1.5%	1.3%	0.0%	1.5%	—
		8 児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	21.6%	21.4%	22.2%	22.2%	19.6%	—
		9 児童養護施設の子どもの就職率（高等学校卒業後）	64.9%	71.4%	68.9%	77.8%	78.3%	—
C群	ひとり親世帯の子ども	10 母子父子自立支援員相談受付件数（児童（教育等））	1,241件	1,285件	1,229件	1,296件	1,415件	—
		11 母子父子自立支援員相談受付件数（生活一般（就労等））	4,500件	4,183件	4,209件	4,661件	5,031件	—
		12 母子父子自立支援員相談受付件数（生活保護（福祉資金等））	8,673件	9,202件	10,284件	10,906件	9,257件	—
		13 児童扶養手当の受給資格者数と児童数（受給資格者数）	58,679人	61,990人	61,999人	61,750人	59,455人	—
		児童扶養手当の受給資格者数と児童数（児童数）	83,542人	81,564人	81,780人	80,560人	75,761人	—
D群	学びの機会の確保	14 スクールソーシャルワーカーの配置人数		36人	73人	90人	93人	
		15 スクールカウンセラーの配置率（小学校）		78.6%	100%	100%	100%	100%
		16 スクールカウンセラーの配置率（中学校）		100%	100%	100%	100%	100%
		17 高等学校奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合と貸付件数（割合）	100%	100%	100%	100%	100%	—
		高等学校奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合と貸付件数（件数）	4,979件	4,696件	4,050件	3,324件	2,766件	—
		18 母子寡婦福祉資金（修学資金）の貸与基準を満たす希望者のうち、修学資金の貸与を認められた者の割合と貸付件数（割合）	100%	100%	100%	100%	100%	—
母子寡婦福祉資金（修学資金）の貸与基準を満たす希望者のうち、修学資金の貸与を認められた者の割合と貸付件数（件数）	★650件	635件	631件	634件	667件	—		
C・D群	ひとり親十学	19 母子寡婦福祉資金（就学支度資金）の貸与基準を満たす希望者のうち、就学支度資金の貸与を認められた者の割合と貸付件数（割合）	100%	100%	100%	100%	100%	—
		母子寡婦福祉資金（就学支度資金）の貸与基準を満たす希望者のうち、就学支度資金の貸与を認められた者の割合と貸付件数（件数）	256件	248件	260件	246件	346件	—

 は、神奈川県の指標として公表している数値  
 は、設定指標以前の数値  
 は、神奈川県の指標ではない数値  
 は、不明の数値（算出していない）

★計画冊子の数値は誤りのため修正（×1,030件 ○650）

<指標の分類>  
 A群「生活保護世帯の子どもに関するもの」：指標NO1～NO5  
 B群「児童養護施設の子どもの子どもに関するもの」：指標NO6～NO9  
 C群「ひとり親世帯の子どもに関するもの」：指標NO10～NO13  
 D群「学びの機会の確保に関するもの」：指標NO14～NO18  
 C・D群「ひとり親世帯の子どもに関するもの」+「学びの機会の確保に関するもの」：指標NO19